

(3) 行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
豊能警察署	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="501 527 1629 690"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 531 768 590">使用目的</th> <th data-bbox="774 531 1151 590">使用許可期間</th> <th data-bbox="1157 531 1338 590">年間使用料</th> <th data-bbox="1344 531 1623 590">納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 594 768 686">電柱</td> <td data-bbox="774 594 1151 686">平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td data-bbox="1157 594 1338 686">2,200円</td> <td data-bbox="1344 594 1623 686">平成29年7月20日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	電柱	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	2,200円	平成29年7月20日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>この案件については、自己による点検で気づき、是正済み後に指摘を受けた案件であり、あらためてこの指摘を受けて措置することはありません。</p> <p>しかしながら、今後はこのような事案が発生しないよう適正な事務処理に努めることとする。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
電柱	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	2,200円	平成29年7月20日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月2日から平成30年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
高石警察署	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="504 525 1617 682"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>使用許可期間</th> <th>年間使用料</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動販売機</td> <td>平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで</td> <td>1,863,430円</td> <td>平成29年8月31日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	自動販売機	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで	1,863,430円	平成29年8月31日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p>	<p>この案件については、本部会計課からの指摘により気付き、是正済み後に指摘を受けた案件であり、あらためてこの指摘を受けて措置することはありません。</p> <p>しかしながら、今後はこのような事案が発生しないよう適正な事務処理に努めることとする。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
自動販売機	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで	1,863,430円	平成29年8月31日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月2日から平成30年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
交野警察署	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 527 1665 701"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 527 834 594">使用目的</th> <th data-bbox="834 527 1169 594">使用許可期間</th> <th data-bbox="1169 527 1365 594">年間使用料</th> <th data-bbox="1365 527 1665 594">納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 594 834 701">食堂</td> <td data-bbox="834 594 1169 701">平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</td> <td data-bbox="1169 594 1365 701">303,150円</td> <td data-bbox="1365 594 1665 701">平成29年6月12日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	食堂	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	303,150円	平成29年6月12日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>この案件については、自己による点検で気づき、是正済み後に指摘を受けた案件であり、あらためてこの指摘を受けて措置することはありません。</p> <p>しかしながら、今後はこのような事案が発生しないよう適正な事務処理に努めることとする。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
食堂	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	303,150円	平成29年6月12日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月2日から平成30年1月31日まで）